朝倉市新庁舎広告付デジタルサイネージ導入事業提案書選定基準

１　趣旨

この基準は、朝倉市広告付デジタルサイネージ導入事業に関する提案のうち、契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　選定方法

　　プロポーザル審査においては、参加資格を有する者の中から、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先交渉権者及び次点者を選定する。

　　なお、応募者が４者以上の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、「４　総合評価」を除く項目による審査により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果については、全ての提案者に対して、電子メールによりプレゼンテーションの対象可否について通知する。

３　選定基準

ア　評価項目

　　　別紙「評価項目」

イ　評価点算出の考え方

・審査委員が評価項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出する。

・参加者が１者の場合であっても 、評価項目ごとに、当該提案に対し相当と認める点数を付することとする。

・評価項目１～６については、仕様書を網羅した提案であることを前提とし、項目ごとに評価を行う。

ウ 選定

・各委員の評価点のうち提案事業者ごとに最高得点と最低得点を除いた得点の平均点が、提案者の中で最も高い点数を獲得した者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。

・最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

・参加者が１者の場合、各選定委員の合計点の平均が60点未満の場合は失格とする。

・選定委員会は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

エ　プロポーザルの参加資格が無効となる場合

・提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

別紙「評価項目」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 提案書の記載内容 | 評価基準 | 配点 |
| １ | 業務実績 | ・過去５年以内に、本市と規模を同じくする又はそれ以上の規模の自治体で導入した実績を有するか。 | ・過去５年以内に、本市と規模を同じくする又はそれ以上の規模の自治体で導入した実績を評価する。 | 2０ |
| ２ | 機器等の仕様及び機能 | ・具体的な設置機器、台数等  ・システムの配置イメージ  ・システムの操作イメージ | ・仕様書の内容を満たしているか。  ・設置機器は、視認性や操作性に優れているか。  ・職員が操作しやすいシステムとなっているか。 | 3０ |
| ３ | システム運営方法 | ・システムの保守、維持管理体制  ・システムの操作研修 | ・保守管理体制及び緊急時の体制は整っているか。  ・適切な操作研修が計画されているか。 | 2０ |
| ４ | 広告運用方針 | ・広告の募集方針や募集方法  ・審査体制 | ・募集方針は適切な内容（市内業者への配慮等）であるか。 | 1０ |
| ５ | 広報広告の放映方針 | ・行政情報及び広告映像の作成・放映方法 | ・映像の作成・放映方法は、わかりやすいものになっているか。 | 1０ |
| 6 | 追加提案 | ・仕様書で要求する事項以外で有益な提案や独自性があるか。 | ・行政サービスの向上に貢献する内容であるか。  ・仕様書以外の提案がなされているか | 10 |